

## 「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（五）

第十八条 「商標法」第四十九条第一項にいう登録商標を許可なく変更するとは、商標登録権者がみだりに登録商標の文字、図形、アルファベット、数字、3D 標識、色の組み合わせ、音声等の構成要素の一部を変更し、又は相対的な位置を変えることにより、当該登録商標の認知又は識別性に影響を及ぼしているにもかかわらず、依然として「登録商標」又は商標登録標識を明示することをいう。

本条は「登録商標を許可なく変更する」に含まれる意味を規定している。

商標登録は、商標専用権を取得するための法定手続きである。登録商標を使用するにあたって、登録商標の文字、図形、アルファベット、数字、3D 標識、色の組み合わせ、音声等、及び上記要素の組み合わせを変更する必要がある場合、商標権の客体の変更に当たるため、新たに商標登録出願をしなければならず、さらに当該商標の登録承認された後に、登録商標として使用することができるようになる。登録商標を許可なく変更することは、商標法で禁止されている行為であり、相応の法的結果を負わなければならない。

登録商標を許可なく変更するとは、通常、商標の顕著な特徴を変えない前提での変更、すなわち、商標主体とその表現形態が実質的に変更されておらず、かつ変更後も「登録商標」が明示され、又は登録マークが表示されていることを指す。もし変更により登録商標の構成要素が実質的に変化し、別異の商標となった場合であって、変更後の商標が未登録、かつ「登録商標」が明示され、又は登録マークが表示されているときは、「未登録商標を登録商標と詐称する」違法行為に該当する。登録商標が変形・修正されたことで「商標法」第十条の規定に違反した場合には、「商標法」第五十二条の規定に従って処罰すべきであり、「商標侵害判断基準」第二十二条に記載されている状況に当たる場合には、商標侵害行為に該当し、「商標法」第六十条第二項の規定に従って処罰しなければならないことを強調する必要がある。複数の法律規範に同時に違反した競合行為については、行政処罰法第二十九条の規定に従い、罰金額の高い規定に基づいて処罰をする。

## 事例 5

河北省唐山市豊潤区市場監督管理局が唐山市豊潤区晨源金属製品工場の許可なく登録商標を変更した事件を調査処分した事例

北新グループ建材股份有限公司は、第 6 類「軽量鉄骨」等の商品に第 5443945 号

「**龍牌**」商標、第 14821518 号「**龍牌**」商標を登録した。個人商工業者の霍某は、建築用金属棚などの商品に第 14489152 号「**今徳龍**」商標を登録した。2020 年 11 月、河北省唐山市豊潤区市場監督管理局は、北新グループ建材股份有限公司から、「唐山市豊潤区晨源金属製品工場(経営者：霍某)が製造販売した「今徳竜ブランド®」軽量鉄骨は、同社の「竜ブランド」軽量鉄骨と混同を生じるものであり、不正競争行為に該当する」という訴えを受けた。唐山市豊潤区市場監督管理局は、次のように判断した。当事者の唐山市豊潤区晨源金属製品工場の経営者は、登録商標「**今徳龍**」を有しており、当事者は、その製造販売されている軽量鉄骨に「今徳竜ブランド®」という文字を表示することは、「商標法」第四十九条に規定する「登録商標を許可なく変更する」状況に該当する。しかし、「今徳竜ブランド®」という商標標識では、北新グループの「龍ブランド」登録商標との間で混同を生じるとするには不十分であるため、当事者の上記行為は不正競争に該当しない。唐山市豊潤区市場監督管理局は、当事者に対して「改正命令通知書」を発行し、当事者に期限内に違法行為を是正するよう命じた。

### 事例分析

「ブランド」という文字は商標の中で識別性が強くなく、この事件の当事者が登録商標「今徳竜」の後に「ブランド」という文字をつけて登録マークを表示したとしても、登録商標の顕著な特徴を変えておらず、関連公衆に変更後の商標が苦情申立人の登録商標であるとは認識させないため、「登録商標詐称行為」には該当せず、「登録商標を許可なく変更する」状況に該当する。

第十九条 紙巻きたばこの包装全体を商標登録した場合において、国の関連規定に従って警告文を追記し、警告文の内容及びそのスペースを修正したことで紙巻きたばこの商標に変更が生じ、かつそれを使用する行為は、「商標法」第四十九条第一項の規定に違反したとはみなされない。

本条は紙巻きたばこ商標変更の例外状況を規定している。

実際には、多くの紙巻きたばこ商標においては、たばこ箱全体の包装を登録している。中国は「たばこ規制枠組条約」の加盟国である。関連義務を履行するために、国家たばこ専売局、旧国家品質監督検査検疫総局は、「中華人民共和国国内の紙巻きたばこ包装標識の規定」を制定した。同規定は、紙巻きたばこの包装における警告文の内容、警告文記載位置などの内容に対する強行法規を定めていた。紙巻きたばこ商品に警告文を加えることで、たばこ箱全体の包装が大きく変化する。全国の紙巻きたばこ包装標識の調整作業を支援、協力するため、旧国家工商行政管理総局が2016年に発表した「紙巻きたばこ包装標識調整後の商標法執行業務における関連問題に関する通知」（工商標字(2016)241号）では、「紙巻きたばこ商標の改版は政府の全国規模で統一した強制的な調整行為である。各地の工商行政管理と市場監督部門は法執行過程において、紙巻きたばこの包装全体を商標として登録した企業が『中華人民共和国国内の紙巻きたばこ包装標識の規定』に従って警告文の内容及び警告文記載エリアの面積を変え紙巻きたばこ商標を変更して使用する行為については、商標法第四十九条第一項に規定する登録商標を許可なく変更する行為とはみなさない。」と指摘している。

「たばこ規制枠組条約」を履行するために、「基準」は元の関連規定に引き続き、紙巻きたばこ包装全体を登録する商標についての免除規定を定めた。商標登録者が紙巻きたばこ商標を使用するにあたって他の変更を行った場合、依然として商標法第四十九条の規定に基づいて調査処分しなければならないことを強調する必要がある。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合、「商標法」第四十九条第一項に定める商標登録の登録事項を許可なく変更する行為とみなす。

(一) 商標登録権者の名義（氏名又は名称）に変更が生じた後も法に基づく国家知識産権局への変更申請の届け出を行わない場合

(二) 商標登録権者の住所に変更が生じた後、法に基づく国家知識産権局への変更申請の届け出を行わない場合、又は商標登録権者の実際の住所と「商標登録簿」に記載の住所が一致しない場合

(三) 商標登録権者の名義、住所以外のその他の登録事項に変更が生じた後、商標登録権者が法に基づく国家知識産権局への変更申請の届け出を行わない場合

本条は登録事項を許可なく変更する行為を規定している。

「商標法」第四十一条には「登録商標について、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請をしなければならない。」と規定されている。第四十九条第一項には「商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。」と規定されている。登録事項を許可なく変更する行為には、次の三つの場合が含まれる。

第一に、登録商標の登録者の名義を許可なく変更すること。すなわち、商標登録者の名義(氏名又は名称)に変更があったにもかかわらず、法に基づいて国家知識産権局に変更申請を提出しなかった場合、又は実際に登録商標を使用した登録者の名義が「商標登録簿」に記載されている登録者の名義と一致しない場合を指す。

第二に、登録商標の登録者の住所を許可なく変更すること。すなわち、商標の登録者の住所に変更があったにもかかわらず、法に基づいて国家知識産権局に変更申請を提出しなかった場合、又は商標登録者の実際の住所が「商標登録簿」に記載されている住所と一致しない場合を指す。

第三に、登録商標のその他の登録事項を許可なく変更すること。すなわち、商標登録者の名義、住所を除く他の登録事項に変更があったにもかかわらず、法に基づいて国家知識産権局に変更申請を提出しなかった場合である。「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」第十四条には「団体商標登録権者の構成員に変更があった場合、登録権者は商標局に対し登録事項の変更を申請し、商標局はこれを公告しなければならない」と規定している。第十三条には「団体商標、証明商標の初歩査定公告の内容には、当該商標の使用管理規則の全文又は要約が含まれなければならない。団体商標、証明商標の登録権者による使用管理規則に対するいかなる修正も、商標局に報告しその審査と認可を受けなければならない、且つ公告の日から効力を有するものとする。」と規定されている。したがって、商標法第四十九条第一項に規定する他の登録事項には、団体商標登録者の構成員、団体商標又は証明商標の使用管理規則が含まれている。団体商標を使用する団体の構成員が国家知識産権局の公告した当該団体商標の構成員と一致しない場合、又は団体商標、証明商標を使用する商品の品質が国家知識産権局の公告した当該商標使用管理規則に規定されている品質と一致しない場合には、「商標登録の登録事項を許可なく

変更する行為」に該当する。

第二十一条 商標登録権者が登録商標、登録権利者の名義、住所、又はその他の登録事項を許可なく変更し、商標法執行担当部門から期間内に是正するよう命じられたにもかかわらず、期日が満了しても是正しない場合、商標法執行担当部門は、段階を追って国家知識産権局に報告し、国家知識産権局は規定の手順に則り、法に基づいて処理する。

本条は「登録商標の登録事項を許可なく変更した」場合の処理の方法を規定している。

当事者が登録商標の登録事項を許可なく変更する行為について、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しない場合、商標法執行を担当する部門が段階的に国家知識産権局に報告し、国家知識産権局は、所定の手続きに則って、法に基づいて処理しなければならない。「商標法」第四十九条第一項には「商標登録権者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取り消す。」と規定されている。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/15/art\\_66\\_180350.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/15/art_66_180350.html)

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。